

被保険者各位

令和 2 年 3 月 2 日

日本新薬健康保険組合

理事長 高谷 尚志



令和2年度 任意継続被保険者の 標準報酬に関する公告

当健康保険組合の任意継続被保険者の標準報酬を、下記のとおり定め
ましたので公告いたします。

記

1. 標準報酬月額 440,000円 (28等級)
2. 適用期間 自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日

注)任意継続被保険者の標準報酬月額は、いずれか低い方の額となります。

- ・前年9月30日における当組合の全被保険者の平均標準報酬月額(440千円)
- ・退職時の標準報酬月額

以 上